

# バリアフリー法・茨城県ひとにやさしいまちづくり条例 基準の重複状況

※ひとまち条例＝茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

施設	審査する規模		条例で全ての基準について審査が必要な規模(※2)
	ひとまち条例 特定公共的施設	バリアフリー-新法 特別特定建築物 (※1)	
病院又は診療所	300㎡以上	2,000㎡以上	300㎡以上2,000㎡未満
劇場・観覧場・映画館 又は演芸場	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
集会場・公会堂その他 これらに類する施設	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
展示場	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
百貨店・マーケットその他の 物品販売業を営む店舗	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
ホテル又は旅館	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
社会福祉施設	300㎡以上	2,000㎡以上	300㎡以上2,000㎡未満
体育館等及び遊技場	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上の体育館(一般公共の用に供されるものを除く)及び 水泳場(一般公共の用に供されるものを除く)並びにスポーツの練習場
博物館、美術館 及び図書館	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
公衆浴場	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
飲食店	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
サービス業を営む店舗	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
公共交通機関の施設	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
一般公共の用に供される 自動車車庫	2,000㎡以上	2,000㎡以上	
公衆便所	11便房以上	50㎡以上	11便房以上かつ50㎡未満
官公庁施設	300㎡以上	2,000㎡以上	300㎡以上2,000㎡未満
学校等	2,000㎡以上	2,000㎡以上	2,000㎡以上の学校等 (盲学校、聾学校又は養護学校を除く)
事務所の用に供するもの	3,000㎡以上	-	3,000㎡以上
工場の用に供するもの(見学の ための施設を有するものに限る。)	5,000㎡以上	-	5,000㎡以上
共同住宅等	101戸以上	-	101戸以上

※1 条例に基づく届出が必要だが、バリアフリー法の基準と重複する部分は審査除外

※2 バリアフリー法の認定特定建築物も条例に基づく届出が必要だが、条例との基準の重複部分は審査除外